

その他の議案

「こづみ」の指定管理が3年から1年に!?

議案第42号高齢者生活福祉センターこづみの指定管理者の指定は、指定の期間等の質疑の後、可決されました。

Q 指定管理者は公募によるものだが、行っていないのでは。

A 条例には、公募によらないとの条項がある。指定管理者の継続性や管理者の確保を考慮し、現在の管理者にお願いした。

Q 指定管理料250万円の上乗せの根拠は。

A 厳しい運営が続いていることから、協議の上決定した。

Q こづみの継続運営に努力しなければならぬが、27年度以降の見通しは。

A こづみは、物部町で唯一の介護サービス事業所であり、なくてはならない存在である。27年度以降の継続に
向け、安定した運営ができるように協議していく。また、地域に安心してもらえる体制を目指していく。

市営住宅の下水道料金が公平に

議案第26号市営住宅条例の一部改正は、水道メーター検針の方法を統一するものであり、これにより黒土団地・下野尻団地も他の市営住宅と同様の料金設定となります。



市営住宅黒土団地

Q 条例改正により、市営住宅の上下水道料金は公平となるが、民間の集合住宅において一部高額な料金を支払っている。民間においても個別メーター検針を実施する予定は。

A 市営住宅条例の改正に伴い、民間の集合住宅でも個別メーター検針を4月より実施するように、現在要綱等の整備を行っている。

「線引きは継続で」意見書に県から回答文!!

高知広域都市計画区域（高知市、南国市、香美市「土佐山田町」、いの町の一部）では、昭和45年から市街化区域と市街化調整区域の区分（線引き）を行っている。

線引きは人口増による都市の拡大を前提とし、無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止や、計画的な公共施設の整備による良好な市街地形成、都市近郊の優良農地との調和を図ること等を目的としている。

国は都市機能がコンパクトに集約した都市構造を基本認識とし、都市計画法の改正を行った。県としても居住機能や様々な都市機能が移動可能な範囲にあり、日常生活の利便性や快適性が確保された地域を「集約拠点」とし、拠点間が交通ネットワークで結ばれた「集約型の都市構造」を目指している。

このためには市街化調整区域内の開発を原則抑制し、市街化区域内へ居住を誘導するため「線引き」は必要だと考える。

土佐山田町は「線引き」により、市役所やJR土佐山田駅を中心に街路や公園が整備され、バランスのとれたまちづくりが行われており、県内市町の良い見本と考えている。

このことから、市街化区域を拡大することなく現行の「線引き」を継続することが必要と考える。

12月定例会で可決し、県に提出した『線引きの一部見直し』を求める意見書に対する回答文が県土木部都市計画課よりありましたので要旨を掲載します。
回答は、想定通りで前例踏襲を基本としたもの（法令順守）であり、政治的判断は期待できません。
今後は県知事に直接面会して直談判するしかないと考えます。

